

○松本市ゼロカーボン実現条例

令和4年6月24日

条例第24号

前文

世界で頻発している集中豪雨や猛暑などの地球温暖化に起因する気候危機は、全世界共通の喫緊かつ最優先の課題となっている。

2015年に採択された「パリ協定」において、世界的な平均気温の上昇を産業革命前と比べ1.5℃に抑えるよう努力することが定められた。さらに、2021年に開催された「COP26」では、パリ協定の1.5℃努力目標の達成に向け、21世紀半ばのカーボン・ニュートラルを目指して2030年までに野心的な気候変動対策を実行するとともに、石炭火力発電の削減や非効率な化石燃料補助金の段階的削減などに取り組むことが、締結国に対して求められた。

世界がゼロカーボンの実現へ大きく舵を切る中で、松本市は、2020年に気候非常事態を宣言し、2050年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを達成する都市（2050ゼロカーボンシティ）を目指すことを表明した。

ゼロカーボンを実現するためには、再生可能エネルギーを最大限導入し、二酸化炭素を始めとする温室効果ガスを「出さない」仕組みを構築することが必要である。とりわけ、主たるエネルギー源を、化石燃料由来から再生可能エネルギーへ転換することが不可欠である。

松本市は、日照時間が長く、豊かな森林資源や水資源、多くの温泉が存在し、再生可能エネルギーを生み出す大きなポテンシャルを有しているため、恵まれた地域資源を持続可能な形で活用し、エネルギーを地産地消する仕組みを実装する。これにより、温室効果ガスの排出削減と合わせ、エネルギーに関わる資金の域外流出を減らし、地域内で資金をより循環させる体制をつくることが可能になる。

同時に、温室効果ガスの排出を「減らす」取組みを進めていかなければならない。新たな技術や設備を導入しつつ、省エネルギーの徹底、ごみの減量、公共交通や電気自動車といった環境負荷の少ない移動手段への転換など、日々の生活で一人ひとりができることを積み重ねることにより、社会経済活動を維持しながら、市民の行動変容により、温室効果ガスの排出を削減する。

松本市は、脱炭素を「まちづくりの大原則」として位置付け、2050年にゼロカーボンを実現するため、あらゆる政策を総動員する。市民及び事業者が協力して、地域資源をエネルギーに変換することで地域の経済循環を生み出し、地域活力の向上を図る。そして、市民一人ひとりが危機意識を共有し、連帯して行動を起こしていくため、ここにこの条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、脱炭素に関し、市、事業者及び市民それぞれの責務を明らかにし、今後の施策の基本方針を定めるとともに、基本方針等に基づく取組みにより、再生可能エネ

ルギーの導入及び温室効果ガス排出削減の流れを加速させ、2050年までにゼロカーボンを実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ゼロカーボン 二酸化炭素を始めとする温室効果ガスの人為的な排出量から、森林等による吸収量を差し引き、実質的に排出量と吸収量との均衡が保たれた状態をいう。
- (2) 脱炭素 市域における社会経済活動その他の活動に伴って発生する温室効果ガスの排出の抑制並びに吸収作用の保全及び強化をいう。
- (3) 再生可能エネルギー 太陽光、太陽熱、風力、水力、バイオマス、地熱、温度差熱(温泉熱、地中熱、下水熱、工場排熱等をいう。)等永続的に利用することができると認められるものをエネルギー源として生産されたエネルギーをいう。
- (4) 自立・分散型エネルギー体制 地域で生産されたエネルギーを当該地域で消費し、又は利用することができる体制をいう。

(施策の基本方針)

第3条 市は、ゼロカーボンの実現に関する施策を次に掲げる基本方針に基づき、総合的かつ計画的に推進するものとする。

- (1) 再生可能エネルギーを最大限導入し、自然環境と地域を考慮したエネルギーの地産地消を実現すること。
- (2) 省エネルギー関連技術の学習、啓発、普及促進等の強化を通じ、より一層の省エネルギー化を推進すること。
- (3) 公共交通及び自転車の利用促進、森林整備及び緑化を通じた吸収源対策の推進、ごみの削減及びリサイクルの徹底等の取組みを複合的に進めることで、温室効果ガスを削減し、脱炭素に寄与する社会基盤を構築すること。

(市の責務)

第4条 市は、この条例の目的を達成するため、あらゆる政策分野でゼロカーボンの実現につながる取組みを実行しなければならない。

- 2 市は、市民、事業者、金融機関、国、県、他の市町村、大学その他関係する団体(以下「事業者等」という。)と連携し、取組みを推進しなければならない。
- 3 市は、市民、事業者等による脱炭素の取組みに対し必要な支援を行わなければならない。
- 4 市は、市が所有する施設の建設、改修、更新、維持管理等を行う場合は、率先して脱炭素に寄与する設備等を積極的に導入しなければならない。
- 5 市は、国が募集する脱炭素に関連するプロジェクトに積極的に取り組むよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、事業活動において自主的かつ積極的に再生可能エネルギーの導入及び利

用並びに省エネルギー化を促進する取組みを行うよう努めなければならない。

2 事業者は、事業活動で排出する廃棄物の削減、廃棄物の再資源化等脱炭素に寄与する取組みを積極的に行うよう努めなければならない。

3 事業者は、市が行うゼロカーボンの実現に関する取組みに協力しなければならない。
(市民の責務)

第6条 市民は、日常生活において自主的かつ積極的に再生可能エネルギーの導入及び利用並びに省エネルギー化につながる行動をとるよう努めなければならない。

2 市民は、日常生活で排出する廃棄物の削減及び再資源化、徒歩、自転車、公共交通等環境負荷の少ない移動手段の利用等脱炭素に寄与する生活様式を積極的に取り入れるよう努めなければならない。

3 市民は、市が行うゼロカーボンの実現に関する取組みに協力しなければならない。
(実行計画)

第7条 市長は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に基づく地方公共団体実行計画及び気候変動適応法（平成30年法律第50号）に基づく地域気候変動適応計画として、脱炭素に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための実行計画（以下「実行計画」という。）を策定しなければならない。

2 実行計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 温室効果ガスの削減目標

(2) 再生可能エネルギーの導入目標

(3) 前2号に掲げるもののほか、ゼロカーボンの実現に関し必要な事項

3 市長は、実行計画を定め、又は変更しようとするときは、市民等の意見が反映されるよう努めるとともに、松本市環境基本条例（平成10年条例第1号）の規定に基づき設置された松本市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、実行計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

5 市長は、実行計画に基づく施策の進捗状況を踏まえ、おおむね5年ごとに実行計画の見直しを行うものとする。

(再生可能エネルギーの事業支援)

第8条 市は、市内に賦存する再生可能エネルギーを活用した電力又は熱の供給を行おうとする事業者、地域の団体等が、新たにその事業を行うために必要な支援を行うものとする。

(再生可能エネルギーの導入支援)

第9条 市は、事業者及び市民がその事業活動や日常生活において、再生可能エネルギーを最大限導入するために必要な支援を行うものとする。

(自立・分散型エネルギー体制の構築)

第10条 市は、多発する自然災害を踏まえ、エネルギー供給システムの強靱化を図るため、蓄電その他の技術を導入しながら、再生可能エネルギーを活用した自立・分散型エネルギ

一体制の構築に向けた取組みを積極的に推進するものとする。

(再生可能エネルギーの適正な導入)

第11条 市は、再生可能エネルギーの導入及び拡大に当たり、事業者が行う発電施設及び発電設備の導入が適正なものとなるよう、自然環境、生物多様性、街並み及び山岳の景観、森林及び農地が有する多面的機能等様々な地域特性を考慮し、必要な措置を講じるものとする。

(省エネルギー化の支援)

第12条 市は、市民、事業者等が実施する省エネルギー化の取組みに対し、必要な支援を行うものとする。

(脱炭素に寄与する社会基盤整備の促進)

第13条 市は、公共交通及び自転車の利用促進、森林整備、緑化推進、プラスチック資源循環の推進、食品ロスの抑制、廃棄物の削減及び再資源化、農産物等の地産地消等の温室効果ガスを削減する取組みを通じ、脱炭素に寄与する社会基盤の整備を促進するものとする。

(新技術の普及促進)

第14条 市は、事業者、大学等の研究機関と連携し、再生可能エネルギー及び省エネルギー化に関する新技術の普及及び促進に必要な情報の収集及び共有を積極的に行うものとする。

(脱炭素に関連する産業の支援)

第15条 市は、脱炭素に関する産業の創出及び集積を促進するため、関連産業の事業者が行う設備投資等に必要な支援を行うものとする。

(学習機会の創出)

第16条 市は、脱炭素及び脱炭素に寄与する取組みの必要性について意識啓発及び理解を深める学習機会の創出を、積極的に行うものとする。

(財政上の措置)

第17条 市は、ゼロカーボンの実現に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。